

平成28年度 確定給付企業年金書面監査及び実地監査での主な指摘事項

指 摘 項 目	主 な 指 摘 内 容
加入者原簿	加入者原簿については、法令で定める事項を記載すること。
	加入者の資格取得、資格喪失については、規約に基づき適正に行うこと。
	事業主の主たる事務所には、全実施事業所の加入者原簿を備え付けておくこと。
規 約 管 理	規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、業務を行うこと。
事 業 周 知	業務の概況について、法令に規定される事項を漏れなく周知すること。
	業務の概況について、加入者への周知を実施すること。
	業務概況については、法令で定める方法により周知すること。
給 付	資格喪失した者等に対し、脱退一時金相当額の移換の申出期限等の説明を実施すること。
	休職(休業)により加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
	裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
資 産 運 用	積立金の運用に関しての基本方針を作成すること。
	積立金の運用に関しての基本方針については、法令に規定されている事項を定めること。
	資産運用については、運用の基本方針に沿って運用すること。
個人情報保護	個人データ管理責任者、取扱従事者に、必要な教育及び研修を行うこと。
	個人データの管理に関する責任の所在の明確化のための措置を講ずること。
代議員及び理事	理事長代理については、あらかじめ理事長が指定すること。
監 事 監 査	監事に、監督官庁からの認可書、承認書、通知書その他の文書等、業務運営に関する重要な文書を回付すること。
	監事監査は、通知に掲げる事項のすべてについて行うこと。